

# 栲原町複合福祉施設 ケアハウスゆるり

## 1. 運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営方針

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梶原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営するケアハウスゆり（以下、「施設」という。）の運営及び管理について必要な事項を定め、施設でサービスの提供に当る従業者（以下「職員」という。）が要介護状態等にある高齢者（以下「入居者」という。）に対し、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入居者の生活の安定及び生活の充実を図る事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設の運営管理については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みやすい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができる様、食事の提供、入浴の援助、相談・助言等の援助、疾病・災害等緊急時の対応、余暇活動の支援等、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように万全を期する事を基本方針とする。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウスゆり
- (2) 所在地 高知県高岡郡梶原町梶原1212番地2

## 第2章 職員の職種、定数及び職務の内容

### (職員の職種及び定数)

第4条 施設は、老人福祉法等に基づく事業の人員、設備及び運営に関する基準等に示された所定の職員を満した上で、次の職員を置くこととする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

- |             |        |
|-------------|--------|
| (1) 施設長     | 1名（兼務） |
| (2) 管理者     | 1名     |
| (3) 計画作成担当者 | 1名以上   |
| (4) 看護職員    | 1名以上   |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名以上   |
| (6) 生活相談員   | 1名以上   |
| (7) 介護職員    | 3名以上   |
| (8) 栄養士     | 1名以上   |
| (9) 事務職員    | 1名以上   |

2 前項に定める者のほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するために必要な職務を行い、入居者の人権を尊重し、人としての尊厳に配慮したサービスの充実を期するとともに、自らが心豊かな人間形成への自己啓発に努めなければならない。

(1) 施設長は、会長の命を受け、所属職員を指揮監督し施設の業務を統括する。

(2) 管理者は、所属職員の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うなど、施設の業務を統括する。

(3) 計画作成担当者は、入居者の有する能力や環境等の評価を通じて、入居者又はその家族等の希望を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、地域密着型特定施設サービス計画書（以下「サービス計画書」という。）を作成する。また、その実施状況の把握、必要があれば計画を変更する。

(4) 看護職員は、入居者の健康管理及び療養上の世話、並びに、保健衛生管理に従事する。また、健康保持のための適切な措置を行う。

(5) 機能訓練指導員は、入居者の心身の状況を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(6) 生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びにその他の入所者又はその家族等からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。又、常に計画作成担当者との連携を図り、サービス計画書につなげる。

(7) 介護職員は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の人格を尊重するとともに、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

(8) 栄養士は、献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに、調理員等の指導業務などに従事する。

(9) 事務職員は、庶務及び会計業務に従事する。

2 職員は、老人福祉法等に基づくサービスの提供にあたる。

### 第3章 入居定員

(入居者の定員等)

第6条 施設の入居定員は9名とする。

2 居室の数は9室とする。

3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

### 第4章 施設の内容及び利用料その他の費用の額

(利用料等)

第7条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準等によるものとし、施設サービスにかかる費用として、介護報酬告示額で、介護保険負担割合証に記載されてある割

合の負担分と、生活費、居室に係る光熱水費、入居者の選択にかかるサービスの利用料、事務費の合計額とする。なお、所定費用の額の変更に関しては、予め入居者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする。法定代理受領の額に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費については、実費とする。
- 3 利用料は月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。
- 4 入居者は、月額利用料を、施設が指定する方法で支払うものとする。
- 5 入居者は、事務費の決定を受けるために、入居時及び翌年度以降、年一回、入居者自身の収入等に関する資料を提出し、当施設に対して申請を行うものとする。

#### (サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族等に対して、サービス計画書に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行うものとする。又、サービス計画書を基本としてサービスを提供するものとする。

#### (サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、サービス計画書に則って提供した具体的なサービスの内容等を記録し、必要部署と連携するものとする。

- 2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

#### (居室)

第10条 施設が提供する居室は原則個室とし、施設側が入居者に対して居室の状況等を説明し、入居者の希望及び心身の状況、居室の空室状況などを考慮し、協議の上決定する。

- 2 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のごみ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。
- 3 安全面から、居室において、石油ストーブ・ライター・マッチ・ろうそく等の火気類の使用を禁止する。
- 4 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められた時、その他居室の変更が必要と認められる時には、入居者と協議の上、居室の変更をすることができるものとする。

#### (入浴)

第11条 1週間に2回以上、入居者の心身の状況に応じ適切な方法により入浴または清拭を行う。

- 2 自ら入浴が困難な入居者の心身の状況や自立支援を踏まえて、介助入浴など適切な方法により実施するものとする。
- 3 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え、清潔の維持に留意する。
- 4 入居者に傷病があったり、伝染病性疾患の疑いがある場合は、速やかに看護職員に報告し、その指示に従うものとする。

(排 泄)

第12条 入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 入居者の心身の状況や排泄の状況等を基に自立支援を踏まえて、トイレ誘導や排泄介助等について適切な方法により実施するものとする。

(離床・着替え・整容等)

第13条 離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。

(食 事)

第14条 食事は、栄養及び入居者の身体の状況並びに嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次のとおりとする。

(1) 朝食 午前8時00分～午前10時00分

(2) 昼食 午後0時00分～午後2時00分

(3) 夕食 午後5時30分～午後7時30分

3 入居者はあらかじめ連絡をした場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 入居者は欠食を希望する場合は、施設が指定する日時までに欠食する旨の連絡を行うと食事を中止することができる。

5 施設が提供する食事以外で入居者が個別に希望されるメニューを、可能な限り、実費料金で提供できるように努めるものとする。

6 食事制限等、医師より食事について指導がある場合等は、関係職種と連携し対応するものとする。

7 年間を通じて、季節感あふれる食事の提供に努める。

(機能訓練)

第15条 入居者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うことができる。

(健康管理)

第16条 看護職員及びその他の職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じ、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(相談及び援助)

第17条 常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族等に対し、その相談に応じるとともに、誠意をもって、入居者の社会生活に必要な支援を行う。又、必要に応じて関係機関等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に支援を行うものとする。

(介 護)

第18条 上記の他に移乗、移動、外出、就寝等の介助を、個々の入居者の状態に応じ、サービス計画書に沿って提供するものとする。

(リネン交換)

第19条 毎週1回以上、居室のリネン交換を行うこととする。その他、必要に応じ随時交換を行う。また、入居者の希望や身体の状態に合わせて、関連職種と連携しながら、適切なベッドマットに交換を行うものとする。

(金銭管理等)

第20条 金銭管理は、原則、入居者（または家族等）管理であるが、やむを得ない事情がある場合は依頼と契約により、別で定める規程により、施設が管理を代行することができる。

(入院期間中の対応)

第21条 入居者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに2か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後に、2か月经過しても、医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入居者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与することとする。

(緊急時の対応)

第22条 入居者の身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で、対応を求めることができる。

2 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の要請があった時は、速やかに適切な対応を行う。

3 入居者が、あらかじめ緊急連絡先を届けている場合は、主治医および協力医療機関等への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行い、必要に応じ対応を行うものとする。

(保健衛生)

第23条 施設は、入居者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供するものとし、その記録を保存する等、日常における健康管理に配慮することとする。

2 入居者に対して、随時、保健衛生知識の普及・指導を行うものとする。

3 入居者から健康に係る相談を受けたときは、速やかに医療機関等の紹介等必要な援助を行うものとする。

## 第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第24条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第25条 入居者は、外出または外泊をしようとする時は、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設に届出るものとする。

(面会)

第26条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が事務所に備えつけの台帳に、その氏名を記録するものとする。施設は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(衛生管理)

第27条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境の保持を心掛け、施設に協力するものとする。

- 2 入居にあたって、感染症、害虫の館内持ち込み防止等、環境衛生保持のため、衣類・家具等の持込品については、事前に確認し、場合によっては、消毒処理を受けなければならない。
- 3 施設は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じることとする。
- 4 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに常に密接な連携を保つこととする。
- 5 特に、インフルエンザ対策等その発生及びまん延防止するための措置等について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、予防接種等の適切な措置を講じることとする。
- 6 空調設備等により施設内の適温の確保に努めることとする。

(感染症対策)

第28条 施設において、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を策定し、対策委員会にて随時見直すこと。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策委員会をおおむね3か月に1回、開催するとともに、その結果について、職員に対し周知徹底を図るものとする。
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

(入居者の心得)

第30条 施設は、円滑な施設運営を期するため、以下各号に定める入居者が守るべき留意事項について、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

- (1) 他の入居者のプライバシーに十分注意しなければならない。
- (2) テレビ、ラジオ等音響機器を夜間利用する場合には、他の入居者の迷惑にならないようボリュームを下げ使用しなければならない。
- (3) 施設長の許可を得て行った部屋の模様替え等であっても、退居時には現状に回復することを原則とし、必要な費用は入居者が負担するものとする。

(施設内の禁止行為)

第31条 入居者およびその家族、またはその関係者は施設利用に際して次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用、楽器などの音を異常に大きく出して静寂を乱すことにより他者に迷惑をかける行為。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を誹謗中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で、火気を用いる事。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 故意または無断で施設若しくは施設の備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。
- (6) 金銭又は物品によって賭け事をする事。
- (7) 以下のハラスメント行為
  - ①身体的暴力（身体的な力を使って危害及ぼす行為）
  - ②精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③セクシャルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）

(入退居)

第32条 入居者は、あらかじめ定めた日時に入居し、利用期間が満了したときには速やかに退居するものとする。

- 2 入居者は、利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要があるときは、直ちに管理者へ届け出るものとする。
- 3 この規定に定めるもののほか、入退居に関することは、規則により別に定める。

(秘密保持)

第33条 施設は、業務上知り得た入居者及びその家族等に関する個人情報並びに秘密事項について、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。また、契約終了後においても継続するものとする。

- 2 入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

## 第6章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

- 第34条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災マニュアルを策定し、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として年2回以上は実施する。そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を行うものとする。また、3か月に1回、非常災害時の避難訓練を実施することとする。
  - 3 地震その他の非常災害に対する防災マニュアルは、職員の勤務体制及び災害の発生時間帯等を考慮したものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。
  - 4 施設は、災害等の緊急事態の発生に気付いたときに、入居者から職員に事態を知らせることができるよう、ナースコール等を設置する。
  - 5 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設定されている。
  - 6 備蓄食料品は、3日間とする。その後は必要に応じ、防災器具等を使用して調理を行うこととする。

## 第7章 その他の運営に関する重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

- 第35条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等のため、次の措置を講ずるものとする。
- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備、責任者の任命、委員会の設置。
  - (2) 成年後見制度の利用支援。
  - (3) 虐待の防止のための職員に対する研修の実施。
  - (4) 施設は、入居者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ市町村へ報告するものとする。
- 2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
  - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
  - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
  - (4) 強引に引きずるようにして連れていく行為。
  - (5) 食事を与えないこと。

- (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入居者を無視すること。

(身体拘束の対応)

第36条 施設は原則として入居者に対し、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わない。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は協議の上、当該入居者または他の入居者等の生命、身体を保護する為等、緊急やむを得なく身体拘束を行うことがある。この場合は、事前に入居者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を必要書面に記載する。

(褥瘡対策等)

第37条 施設は、入居者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な援助に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第38条 施設の利用資格は、梶原町に住所を有する方で、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる入居者及びその他法令により入居できる入居者とする。

2 施設の入居判定会で入居可能と判断された方で、居室の状況に適応する方より入居する。

(内容及び手続の説明及び同意、契約)

第39条 入居にあたっては、あらかじめ、入居申込者及びその家族等に対し、契約書類等を交付して説明を行い、入居申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第40条 施設・設備の利用時間や生活規則等は、施設が入居者と協議の上決定するものとする。

2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情相談)

第41条 施設は、提供されたサービス等につき、入居者等からの苦情を申し出ることができる窓口を設置する。

2 苦情が寄せられた場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者又はその家族等に報告をし、その記録を残すこととする。

3 施設は、第三者をもって構成する第三者委員会を設置し、必要に応じその機関を通じて課題の処理、及び解決にあたるものとする。

- 4 入居者からの苦情に関して市町村等が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市町村等から求めのあった場合には、改善の内容を市町村等に報告するものとする。

(運営推進会議)

- 第42条 施設が、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれた運営とすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を開催する。
- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。
  - 3 運営推進会議のメンバーは、梶原町複合福祉施設の代表者、施設の管理者、入居者の代表者、入居者家族の代表者、地域住民の代表者、近隣施設の代表者、梶原町の職員、梶原町地域包括支援センターの職員、当該施設について知見を有する者とする。ただし、施設の代表者が必要と認めた場合は、その他の関係者が出席できるものとする。
  - 4 会議の内容は、施設のサービス内容の報告及び入居者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
  - 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
  - 6 この規程に定めるもののほか、運営推進会議に関することは、規則により別に定める。

(居室の変更)

- 第43条 入居者が次の各号に該当するときは、居室を変更することができる。
- (1) 入居者の身体機能の低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
  - (2) 前号の他、居室の変更が必要と認められたとき。

(改正)

- 第44条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人梶原町社会福祉協議会の理事会の議決において決定する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和 2年1月1日より施行する。

この規程は、令和 6年4月1日より施行する。